

越谷市

令和4年(2022年)4月28日

報道機関 各位

## 越谷市のウクライナ避難民への支援について

本市に居住するウクライナ国籍の市民の方のもとにウクライナから避難してきたその親族の方に対して、下記のとおり支援することといたしましたのでご報告します。

### 1 内容

#### (1) 支援対象

- ① 避難民本人（要住民登録）
- ② 避難民の方を受け入れる親族（越谷市民）

#### (2) 支援内容

##### ① 福祉支援金の支給（越谷市社会福祉協議会 愛の詩基金）

ア 支給対象者 避難民の方を受け入れる親族

イ 支給額 受け入れる避難民1人につき10万円

##### ② 国民健康保険税の免除

国民健康保険に加入する場合は、避難民本人への支援として、国民健康保険税を免除する。

### 2 その他

本市在住のウクライナ国籍の方の親族以外の避難民への支援等については、国、埼玉県と連携しながら検討してまいります。

※ウクライナからの避難民に関する相談については、なんでも相談窓口を通じて、市民活動支援課などの関係各課で受け付けいたします。

問合せ先  
市民活動支援課長  
横井時章  
048-963-9153（直通）